

農林水産省知的財産戦略2025（案）に寄せられた提出意見及び意見考慮結果・理由等について

- 合計16の個人又は団体からご意見をいただきました。
- いただいたご意見とご意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、ご意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
1	全体	よいのではないかと思われた。	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。
2	全体	これまでの機会損失を鑑み、戦略の構築をされていることに賛成です。 一方で、これまでの流出経緯を踏まえると、課題解決に至ると思えません。 短期的には罰則強化により、見せしめ的な牽制を加えることを希望します。 本邦の思想として性善説は合うものかもしれませんが、性悪説の視点で組み立てる方が、実害が少なくなります。 このままでは正直者が馬鹿を見る、残念な世界になってしまいます。 どうかご検討くださいますようお願いいたします。	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。 御意見を参考とさせていただきます、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。
3	全体	○食品製造業における中小零細企業への支援措置について 知的財産の創出、保護、活用には多額のコストがかかる。例えば、創出のための出願・登録を例にとると、知的財産権は国ごとに独立しているため、日本で特許、商標等を権利化しても外国では権利としては認められず、進出する国ごとに特許権や商標権等を取得する必要がある。特許、商標等の費用には、「現地特許庁への出願費用」「これをサポートする現地代理人費用」「日本国内の代理人費用」「翻訳費用」等がかかり、例えば1件の特許を外国に出願する費用だけで、およそ100万円かかる（参考：下記アドレスの特許庁資料）。 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/shien_gaikokusyutugan/leaf_201906.pdf 権利を20年間維持するにはさらに毎年費用がかかってくる。戦略的な知財マネジメントを進めている企業では、一つの製品やサービスについて、特許、商標、意匠等を複数出願する知財ミックスの動きもあり、非常に大きな負担となっている。また、出願登録だけでなく、「新製品開発のための調査」「他社権利の侵害調査」「他社との交渉・契約・訴訟」等もあり、莫大な費用がかかる。 特許庁では、外国出願、侵害対策、特許情報分析等への助成や知財総合支援窓口による支援等、中小企業庁でもよろず支援拠点による支援等、様々な助成・支援が行われている。地方自治体による助成・支援も進められている。しかし、これらは全産業を対象としており、食品産業に特化したものではない。 本文（P5）には、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が2020年12月に策定され、我が国の農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標の達成に向けて取り組む方針が示された。我が国農林水産物・食品の強みは高品質・高付加価値な点にあり、農林水産物・食品の輸出拡大を進めていく上では、この源泉となっている知的財産について、海外で保護し、活用することも含めて考えなければならない。」と記されている。 中小零細企業比率が90%以上ある食品製造業において本目標を達成するためには、コストに占める知財費用の割合が非常に大きくなる。これを軽減するための「農林水産業・食品産業独自の助成制度」、あるいは「各種助成・支援制度に事業者ニーズを繋げる農林水産省独自のサポート体制」を早急に整備することが、本文中の記述を実現することに繋がると考える。	御意見を参考とさせていただきます、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。
4	全体	○食品産業の位置づけの明確化に向けた表現の修正について 本知的財産戦略2025は、表紙にある通り、農林水産分野、食品分野を対象にしている。しかしながら、目次の「農林水産分野の知的財産制度に係る今後の主要な取組」「（1）農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境整備」「（6）新しい農林水産業に対応した価値の創出（フードテック）」には「食品分野あるいは食品産業」も含まれると考えられるが、その文言が入っていない。「食品」の文言の追記が必要である。また、本文中にも数多くの追記すべき箇所がある。本文中で「食品分野あるいは食品産業」の文言を追記する必要がある箇所についてはその追記を進め、ぜひ言葉を大切にされた精緻な報告文にしていただきたい。	御意見を踏まえ、必要な箇所については、食品産業分野も対象であることがわかるよう修正しました。

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
5	全体	<p>日本の農産物知財の保護強化を図り、国際競争力を強化していこうというのはいいのですが、その前にやるべきことがあるのではないのでしょうか？現状のようにカロリーベースの食料自給率が4割を切っている状況にも関わらず、100%達成への道筋さえ示されていないことは非常に憂慮すべきです。一部の農産物で知財保護がされているとしても、輸入している食料を止められてしまえば、国の存続（国民の生存）が危機に瀕します。早急に食料自給率100%以上達成までの中長期計画を策定し、その実現に動いてください。</p>	<p>食料の安定供給は国家の最も基本的な責務の一つであり、我が国の農業の生産基盤を強化し、食料自給率の向上に努めることは極めて重要であると考えております。</p> <p>令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、令和12年度に食料自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで75%に引き上げる目標を設定しています。</p> <p>食料自給率目標は、主要品目の生産努力目標を前提としており、既に目標水準を上回っている品目もありますが、下回っている品目については、目標の達成に向けた課題にさらに取り組む必要があります。</p> <p>この目標達成に向け、①輸入品からの代替が見込まれる小麦・大豆等の国産農産物の増産や、加工食品、外食・中食向け原料の国産への切り替え、②新たな5兆円の輸出目標にも対応した畜産物や果実等の増産等、各種施策を推進し、今後とも食料自給率向上に取り組んでまいります。</p>
6	全体	<p>公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（略称 JATAFF）は、植物品種等海外流出防止対策事業を一般社団法人日本種苗協会、一般社団法人日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種菌協会及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターと共同連帯して実施する植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムの代表機関を務めている。この事業実施を通じて、これまでに延べ900件近い海外品種登録出願案件を取り扱い、そのうち約150件がすでに品種登録されている。また、JATAFFは、東アジア品種保護フォーラムの運営のほか、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムの構成員とともに、品種保護に関連する調査、将来的に農業知的財産管理支援機関としての役割を担うべく農業知的財産の保護・活用の支援等にも取り組んでいる。</p> <p>言うまでもなく、新品種の開発は我が国農業の発展を支える重要な要素であり、環境変動や消費者の嗜好の変化に合わせた新品種の開発により、生産性の向上や付加価値の増加が期待できるとともに、農業者も消費者も利益を享受することが可能となる。種苗法に基づき優良な品種の権利を保護する育成者権は、新品種の価値を維持することを通じて新品種の開発を促進するために不可欠のものであり、農林水産関係知的財産の重要な一翼を担っていると考えられる。</p> <p>近年、日本で開発された優良品種が海外に流出し、第三国に輸出されるといった事例が発生している。このような事態に対処するため、2020年12月に種苗法が改正され、我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止、新品種の開発者の育成者権の保護の強化が図られたことは、農林水産業の知的財産戦略を考える上で大変意義深いことと考える。</p> <p>JATAFFはこれまで、育成者権者、関係機関、弁護士・弁理士等と連携し、育成者権を中心に農林水産関係の知的財産の創出・保護・活用のためのさまざまな活動に取り組んできたところである。今後、植物新品種を中心にも、育成者権のみならず、商標権、営業秘密等も含め、幅広い分野の活動に取り組むとともに、将来的には、海外のパートナー等とも協力関係を構築し、海外での知財管理を含む農業知的財産管理支援機関として、関係諸方面と協力しながら農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に積極的に貢献したいと考えている。</p>	<p>御意見を参考とさせていただきます、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。</p>
7	全体	<p>今回の農林水産省知的財産戦略2025（案）は、植物新品種保護制度に関して、植物新品種の海外流出防止、知的財産の価値の適正な評価の定着、知的財産としての保護強化、制度インフラの充実という幅広い観点から記述されており、適切な整理がなされたものと評価している。特に、農業者の持つノウハウをデータの利活用の促進と合わせて知的財産戦略の一環として具体的方針を明確にしていることは、今後の農業生産のスマート化を図る上で極めて有意義であると期待している。</p> <p>さらに、「農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境整備」において、「品種の開発力の低下」という危機が訴えられているが、これは我々の認識とも一致する。本戦略案でご指摘のとおり、研究開発の推進は知財マネジメントとともに、今後の我が国農業の知財戦略を考える上で重要な視点であると考えており、研究開発についても国の積極的な姿勢を期待する。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただきます、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、我が国農業の生産基盤の強化につながる品種の開発などの研究開発に戦略的に取り組んでまいります。</p>

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
8	全体	<p>経済のグローバル化に伴い、農林水産物・食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化する中、我が国の農林水産物・食品の輸出の拡大につながっている。海外市場での需要の拡大は、海外市場をターゲットとして多様なビジネス展開につながっており、知的財産による保護の局面も増加している。そのような状況下において、我が国の農林水産分野及び食品産業分野の知的財産を戦略的に保護・活用することにより、我が国の農林水産業及び食品産業の国際競争力の強化を図ることが重要であり、農林水産省知的財産戦略2025を作成いただいたことに敬意を表する。</p>	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。
9	全体	<p>ブランド戦略を確立するための適切な専門家による総合的な支援について、議論を開始していただきたい。</p> <p>「産品」を扱っている農林水産業従事者からすると、「実際のモノの価値」をどのように捉えて保護し活用できるのかといった視点から「ブランド」の保護について理解することが肝要と考える。まずは、農林水産分野における潜在的な知財ユーザーに、地理的表示を含め知財とは何か、今後何が課題となり、これに対して知財を活用することでどのようなメリットがあるかを正確に理解することが、我が国の農林水産業の発展、国際競争力の強化に資すると考える。また、ブランドの構築にあたり商標権などの取得は重要であるが、商標権などの取得とともに、産品の品質コントロールや、広告、営業活動等も「ブランド」化に必要な活動であることを理解することが望ましいと考える。</p> <p>また、地理的表示（GI）、地域団体商標その他の商標、意匠などの登録制度を複合的に効果的に利用することが、ブランド戦略に必要な。ブランド戦略を推進するためには、知的財産に対する総合的、かつ高度な専門的知識を有する専門家による支援が欠かせないと考え。農林水産業におけるブランド戦略の支援に知的財産の専門家である弁理士等を活用することについて、議論を深めていただきたい。</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。
10	12	2ページの1行目「以下」は「以下、」のほうがよいと思います。1ページの19行目の例と同様に。	御意見を踏まえ、「以下」を「以下、」に修正します。
11	12	2ページの20行目「2020年」は「令和2年」と記載したほうがよいと思います。同2行目等の例と同様に。	御意見を踏まえ、「2020年」を「令和2年」に修正しました。
12	11	5ページの15行目「2020年」は「令和2年」と記載したほうがよいと思います。他の箇所の例と同様に。	御意見を踏まえ、「2020年」を「令和2年」に修正しました。
13	11	「農林水産物・食品の輸出拡大を進めていく上では、この源泉となっている知的財産について、海外で保護し、活用することも含めて考えなければならない」とあるが、知的財産権の販売という形では、日本産農産物の輸出拡大戦略と整合しない。	国内の農林水産事業者に悪影響を与えないよう留意しつつ、19ページに示した「知的財産権を海外における事業活動のコントロールの手法として用いる」こと等により、輸出促進政策等の一環として、海外で知的財産を活用することは可能であると考えます。
14	11(1)①	<p>植物新品種の海外流出防止に関し、「日本の強みである植物新品種の知的財産を守るとともに産地形成がされるよう、制度の利用促進に向けた普及・啓発を行う。」との提言に賛同する。</p> <p>今般の種苗法改正により、登録品種について、海外への持出しを制限できるようになる、自家増殖を育成者権者の許諾に基づいて行うといった措置が講じられるようになった。これらの制度を活かして、日本の強みである植物新品種の知的財産を守っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、海外に持ち出されてしまった登録品種の種苗からの収穫物が我が国に輸入された場合、特性表に記載された特性（審査特性）のすべてが類似していない限り、収穫物の輸入行為を差し止めることができないとの懸念もある。したがって、海外に持ち出されてしまった登録品種の種苗からの収穫物に関し、継続して議論を深めていくことが妥当である。</p>	育成者権侵害物品であるかについては、DNAマーカーにより確認できる品目として、イチゴ、カンキツ等15品目あります。このような育成者権侵害に対抗するための技術開発は今後とも進めていくこととしています。
15	11(1)①	<p>海外での植物新品種の保護に関し、「海外で品種登録するためには、育成者権者自らが植物新品種を保護したい国・地域毎に出願し、当局の審査を経て登録される必要があるが、各国・地域毎に必要な資料が異なる等、高度で専門的な知見が必要となることや多額の費用、期間が必要となること大きな障害となっていることから、国が支援を行い、円滑な海外での品種登録を促すこととしている。」との提言に賛同する。</p> <p>我が国の優良な植物新品種の種苗が海外に流出するのを防止するためには、海外における植物新品種の保護が重要となる。しかしながら、海外において品種登録し、知的財産を活用するためには高度な専門知識が必要であるとともに、多額の費用も必要となる。費用の点については、例えば海外出願費用の助成・補助制度を創設するなど、国による支援に期待する。また、海外における品種登録、それによる知的財産の活用の点については、弁理士等の専門家を活用することを促すことが妥当であると考え。</p>	海外への品種登録出願や侵害対策については、農林水産省の補助事業として支援しております。

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
16	II 1 (1) ①	<p>海外における権利取得に伴う栽培試験の際、圃場から苗、種子、遺伝子情報等が流出するのではないかと不安がないよう、海外における品種登録にあたり安心して手続きができるように、各国への強力な働きかけを引き続きお願いしたい。弁護士知財ネットとしては、生産者等の懸念の軽減化に寄与できるよう、どのような事例において苗、種子、遺伝子情報が流出したのかの原因分析を踏まえ、再発防止策の調査、研究等に協力を惜しまない。</p> <p>また、登録品種及び一般品種を含めた流通している品種について、情報検索が容易にできるようデータベースの整備を行うとのことであるが、早期実現を強く期待したい。</p>	<p>海外への品種登録出願の支援に当たっては、御懸念のような流出が起こらないよう適切に管理を行っております。また、海外への品種登録に当たり、種苗等を提出することなく審査を行う審査協力についても取組を進めております。</p> <p>登録品種及び一般品種を含めた流通品種に関する情報が容易に検索できるデータベースについては、令和3年度中の構築を目指し、取り組んでまいります。</p>
17	II 1 (1) ①	<p>6ページの25行目「UPOV91年条約」、27行目「UPOV」、同「UPOV条約」のそれぞれの違いは何ですか？</p>	<p>UPOV条約は植物新品種の保護に関する国際的な共通ルールを定める条約であり、最新のものはUPOV91年条約です。旧条約（78年条約）に加盟している国もありますので、両者を総称して或いは区別せずUPOV条約と称します。</p> <p>また、「UPOV」とは、UPOV条約の事務局又はUPOV条約加盟国を意味します。（17ページの27行目は事務局を意味します。）</p>
18	II 1 (1) ①	<p>なお、IIの1の(1)の「1 植物新品種の海外流出防止」に関して、JATAFFでは「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム」の代表機関となっていることをご承知のとおりであるが、植物新品種の海外流出防止について重要な役割を果たしていると自負しており(3)「地理的表示」に記載の「農林水産知的財産保護コンソーシアム」と同様、また、コンソーシアムの混同を避けるためにもコンソーシアム名を明記されることを希望する。</p> <p>更に、<u>広く海外において我が国の植物新品種が迅速に保護されるためには、我が国のDUS審査データの活用等、審査協力の推進が重要であると考えている。このため、審査基準のUPOV基準との調和の迅速な推進をお願いするとともに、東アジアでは近い将来「e-PVP Asia」の運用が開始される予定であることが明記されることを希望する。</u></p> <p>おって、現状、海外においては信頼のおけるパートナーに育成者権等を許諾して、パートナーを活用しつつ侵害を防ぐというのが有効な手段であると考えられるところ、現地パートナーの活用について記載してはどうか。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>下線部分の回答に関して、我が国の審査基準のUPOVテストガイドラインへの調和については、UPOV加盟国との審査協力を容易にし、海外における我が国の新品種の保護の迅速化に資することから、引き続き推進するとともにUPOVにおけるテストガイドラインの作成にも積極的に参加して参ります。</p>
19	II 1 (1) ②	<p>知的財産の価値の適正な評価の定着に関し、「都道府県等の公的機関は、登録品種について、県内の農業振興や早期の普及を図るために自県の生産者向けに低廉な許諾料を定める場合が多いが、この場合、育成者権者の意思に反した他地域で栽培が拡大される等の育成者権侵害があっても、経済的にはわずかな損害額しか認定されない可能性があり、適正な損害額が認定されるよう努めるべきである。」との提言に賛同する。</p> <p>都道府県等の公的機関が自県の生産者向けに定める許諾料が高額になり過ぎると、生産者がその品種の生産を選択しにくくなり、当該品種の普及を阻害する懸念もある。したがって、高額な許諾料を支払ってもなお生産者にメリットが還元されるような仕組みづくりについての議論を開始していただきたい。</p>	<p>許諾料はその品種の経済的価値に見合う水準に設定した上で、必要に応じ自県内の農業振興の観点から助成を行う等により、登録品種の生産振興と両立することが可能です。</p>
20	II 1 (1) ②	<p>都道府県の公的機関は、自県の生産者向けに低廉な許諾料を定める場合が多く、この場合、損害賠償請求において経済的にはわずかな損害額しか認定されない可能性があるため、適正な損害額が認定されるよう努めるべきと記載されている。</p> <p>確かに、損害賠償額は過去の許諾料の実績等も勘案されるが、自県の生産者保護の観点もある。そのため、弁護士としては、原則は（現状より高額の）適正な許諾料としつつ、自県の生産者、県外の生産者、海外の生産者などカテゴリーに分けて許諾料を設定する契約書も提案したい。これにより、県外での侵害事例、海外での侵害事例に応じて損害賠償額が適正に認定される可能性を高めることができると考える。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
21	II 1 (1) ②	<p>「都道府県の公的機関は、登録品種について、侵害があった場合には適正な損害額が認定されるよう、適正な許諾料の設定に努めるべきである」とあるが、優良品種の保護、農業者の所得向上のため、生産・栽培を県内に限定した上で、許諾料を低廉に設定しているケースが多い。侵害があった場合の損害額認定を前提とした許諾料設定をしてしまうと、食料・農業・農村基本計画で掲げる農業者の所得向上に逆行するのではないか。</p>	<p>許諾料はその品種の経済的価値に見合う水準に設定した上で、必要に応じ自県内の農業振興の観点から助成を行う等により、登録品種の生産振興と両立することが可能です。</p>

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
22	Ⅱ 1 (1) ②	7ページの28行目「あたって」は「当たって」と記載したほうがよいと思います。他の箇所の例と同様に。	御意見を踏まえ、「あたって」を「当たって」に修正しました。
23	Ⅱ 1 (1) ③	都道府県の公的機関で開発された品種について、一旦県外で許諾すると栽培数量や品質の管理が困難になることから、県外での許諾に消極的である現状について記載されている。一方で、そのような公的機関が海外へ自県の農産品を輸出できない理由として、一つの県内の生産者による生産量では輸出に足りる数量を用意できないことを挙げた例も見られた。このような場合、他県に許諾せず国内での産地化を厳守すべき農林水産物なのか、近隣の県の生産者に許諾することで生産数を増加させ、海外市場に攻めて出る農林水産物なのか、具体的な事情（既に国内の市場では知名度もあり成熟している等）に応じて判断する視点を提案したいと考える。	今後の施策の参考とさせていただきます。 改正種苗法においては、国内の栽培地域を指定できる仕組みも設けており、それぞれの登録品種ごとの戦略に応じた産地づくりが行いやすくなっています。
24	Ⅱ 1 (2)	和牛遺伝資源に関し、「家畜人工授精師等の家畜人工授精の実務を担う者に対し、関係法令の理解を深めるための研修会を開催するとともに、生産者を含めた和牛遺伝資源を取り扱う者に適正な流通管理の取組みを普及啓発するためのステッカーを配布する等により周知を推進する。」との提言に賛同する。 和牛遺伝資源を知的財産として適切に保護するためには、和牛遺伝資源を取り扱う者に対する周知活動とともに、それらの者に対して適切な法的助言や支援を行うことのできる専門家の存在も必要である。和牛遺伝資源を取り扱う者が相談可能な専門家として、例えば知的財産の専門家である弁理士等を活用することについて議論を深めたい。 なお、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律において、和牛の精液・受精卵の流通管理が強化されたが、流通管理のさらなる強化を図るために、これらの家畜遺伝資源や和牛品種などを迅速かつ容易に保護可能な法体制についての議論を開始していただきたい。例えば、ロシアにおける動物品種登録のような、家畜遺伝資源を登録して保護する制度等についての議論を開始していただきたい。	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護については、これまでも弁理士の方を含む専門家の御意見等を踏まえて検討を行い、取組を進めてきたところです。 また、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律についての各種相談等に対応するため、農林水産省本省及び各地方農政局等に相談窓口を設置しているところです。 なお、動物の品種については、品種ごとに個体間の形質に均一性・安定性・区分性が明らかな植物の種苗と異なり、品種に属する個体間の能力及びその産子に現れる結果に差があり、背景となる国際条約も存在しないため、種苗のように品種登録制度により知的財産権の保護を行う仕組を構築することは困難であることから、不正競争防止法を参考として行為規制により知的財産的価値の保護を強化したところです。
25	Ⅱ 1 (3)	2017年12月に日EU・EPAの交渉が妥結し、EPAの発行と併せてEUのGIにより保護される農林水産物が日本でも指定された。その内容は、各種新聞等メディアで繰り返し報道され、地理的表示制度について知名度を上げる機会を増やした。引き続き、地理的表示の相互保護を行う国・地域の拡大、特に近隣のアジア地域での拡大を目指すことで、アジア地域における日本のGI登録製品の輸出強化に大きな効果が期待できると考える。 また、平成29年3月農林水産省資料「農林水産省における日本産酒類の輸出促進」で指摘されているとおり、主要品目の輸出货量・輸出額の統計において日本酒（清酒）の増加率は大きい。しかしながら、酒類の地理的表示制度における登録は15件にとどまる。ここで、酒類の輸出増加を後押しするため、更なる地理的表示登録数の増加が望まれる。また、酒類の地理的表示保護制度の法整備の一層の充実も期待したい。そのために弁護士知財ネットとして協力していきたいと考える。	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。 御意見を参考とさせていただき、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。
26	Ⅱ 1 (3)	10ページの最下行から上に2行目「（以下「GI保護制度」という。）」は前段5ページの8行目の記載と重複しています。	御意見を踏まえ、10ページの「（以下「GI保護制度」という。）」を削除しました。
27	Ⅱ 1 (3) 及びⅡ 4	10ページの最下行から上に4行目「一つ一つ」と、17ページの10行目「ひとつひとつ」とは、どちらかに記載を統一したほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、「ひとつひとつ」を「一つ一つ」に修正しました。

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
28	II 1 (3)	<p>地理的表示（G I）に関し、「G I 保護制度の活用促進のため、引き続きG I の登録申請に係る相談体制を整備、知的財産専門家へのアウトリーチを通じた活用促進、またG I 産品に関する情報発信を強化するなど、特に加工食品のG I 登録に力点をおいて、G I 制度の普及・啓発・認知度向上に取り組み、令和11年度までに200件のG I 登録を目指す。また、登録生産者団体の集団化や優良事例の共有等により、自らのG I 産品の品質・ブランド価値の向上、販売拡大、海外輸出拡大に向けた取組を促進するなど、G I 制度の持続的発展に向けた取組を推進する。」との提言に賛同する。</p> <p>EU等の諸外国に比べ、我が国の伝統的な加工食品等のG I 登録が進んでいないという現状がある。我が国の農林水産物・食品の国際競争力を強化する観点から、G I 制度を普及させ、活用を推進することが重要である。G I 制度の活用には、高度かつ専門的な知見が必要不可欠ということができるところ、知的財産の専門家である弁理士等に相談可能な体制の整備を推進することは妥当である。</p> <p>一方で、G I 制度の活用を推進するためには、加工食品等の輸出における障壁を排除することも議論の余地がある。例えば、我が国の伝統的な加工食品の一つである鰹節をEUに輸出する場合に、EUの厳しい規制により認定された製造施設以外、輸出が制限されてしまう。このような輸出制限規制が、我が国でのG I 登録の推進を阻害している懸念もある。したがって、例えば、諸外国における輸出制限規制のハーモナイズを図ることについての議論をより一層深めていただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただきます、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。</p>
29	II 1 (3)	<p>地理的表示（G I）に関し、「引き続きG I の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた取組を推進する。」との提言に賛同する。</p> <p>G I 制度の活用をより推進するためにも、G I の相互保護を行う国等の拡大に向けた取組を推進することは妥当であると考えます。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p>
30	II 1 (4)	<p>商標制度等に関し、「特許制度や商標制度の活用促進に向け、特許庁をはじめ、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「I N P I T」という。）や生産者団体等と連携して、農林水産事業者や農業技術指導者等に対する普及・啓発を進める。」との提言に賛同する。</p> <p>農林水産業や食品産業において生み出される知的財産としては、植物新品種に関する育成者権、地理的表示（G I）の他、特許権、意匠権、商標権等の産業財産権等が挙げられる。これらの知的財産を組み合わせることは、我が国の農林水産業の強みを諸外国に対し発揮するために妥当であると考えます。</p> <p>これらの知的財産を組み合わせる上で、特許権、意匠権、商標権などは国ごとに権利取得が必要であるため、海外展開を見据えた支援や、知的財産の専門家である弁理士等の活用についても議論を深めていただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただきます、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。</p>
31	II 1 (4)	<p>商標制度等に関し、「農林水産物や食品の輸出が進む中で、日本の食品の冒認出願が大きな問題となっており、特に主要な輸出先国においてブランド価値が毀損することが無いよう、特許庁やJ E T R O等の関係機関と連携し、我が国のブランド産品の商標出願や権利の保護を行う。」との提言に賛同する。</p> <p>我が国の植物新品種の名称、ブランド産品等について、冒認出願が後を絶たず、我が国においても悪意の商標登録出願が行われている点に危惧している。したがって、これらのブランド価値を毀損させないようにする取組を推進することは妥当であると考えます。</p> <p>ブランド価値の高い農林水産物や食品は、商標のみならず、その「パッケージ」（包装）ごと、剽窃的に出願・利用されることも多いので、商標制度のみならず、意匠的な側面からの保護にも特段の留意をしていただきたい。</p> <p>なお、「我が国のブランド産品の商標出願や権利の保護を行う」主体は、当該ブランド産品の生産者等であることからすれば、「我が国のブランド産品の商標出願や権利の保護を『推進する』」という表現の方が適切ではないかと思料する。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を踏まえ、該当箇所については「推進する」という表現に修正します。</p>

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
32	Ⅱ 1 (5)	<p>国際標準に関し、国内外における標準化の取組を拡充することに賛同する。</p> <p>グローバルな取引において、「標準」というモノサシを自国に有利な形で策定し、それを「認証」することにより価値の見えるかを図ることが一般的であり、国際競争を勝ち抜きための一つの定跡となっている。標準はルールであり、国際標準を自国優位な形で策定することによって、自国の農林水産物・食品の流通・取引を優位に進めることができる。標準化を取り巻く競争環境はさらに激化していくことが予想され、農林水産業の分野においても例外ではないと考える。国際競争を優位に進めるためには、我が国がルールメーカーとなる必要がある。この点、我が国がルールメーカーとなるために、農林水産・食品分野での国際標準化により一層注力すべきところ、国際標準化を拡充する取組を推進することは妥当である。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、農林水産・食品分野の輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化を推進する取組を進めてまいります。</p>
33	Ⅱ 1 (5)	<p>JAS等の我が国発の規格と国際標準化に関し、「農林水産省及び経済産業省が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進する。」との提言に賛同する。</p> <p>技術の社会実装ツールとしての標準の活用に関し、「知財マネジメントに係る取組の高度化に向け、研究機関を対象とし、国際標準化に係る相談対応や普及・啓発のためのセミナー、国際標準化に係るマニュアル整備等に取り組む。」との提言に賛同する。</p> <p>ISOの委員会等の場において各国の主導権争いが激化している中、我が国の優位性を発揮できる重要な技術であるスマート農業技術、高品質・高機能食品の分析方法等において将来における市場獲得を可能とすることが重要である。そのためにも、知財マネジメントに係る取組の高度化に向け、研究機関を対象とし、国際標準化に係る相談対応や普及・啓発のためのセミナー、国際標準化に係るマニュアル整備等に取り組むことは妥当であると考え。一方で、スマート農業技術や高品質・高機能食品の分析方法等の社会実装は、民間企業が中心となって行われている側面もある。そのため、知財マネジメントに係る取組の高度化に向けた対象として、民間事業者を追加することについて議論を深めていただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>農林水産省では、我が国農業の国際競争力の強化等に向けて、研究成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進するとともに、知財マネジメント強化支援事業により、知財の専門家による相談対応やセミナー、マニュアル整備など行い、公的研究機関等の知財マネジメントの向上に取り組んでおります。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、今後も更なる農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて議論を深めるとともに、関係省庁と連携し、引き続き農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進してまいります。</p>
34	Ⅱ 1 (5) ①	<p>13ページの17行目「(独)」は「独立行政法人」のほうがよいと思います。25ページの5行目「独立行政法人」と同様に。</p>	<p>御意見を踏まえ、13ページの「(独)」を「独立行政法人」に修正しました。</p>
35	Ⅱ 2 (1)	<p>データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護に関し、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインによる契約実務が現場で根付くよう、農林水産省の補助事業等におけるルール化や農業データ連携基盤(WAGRI)協議会等の関係機関との連携等により普及を進める。また、現場への普及のため、生産者や生産者団体、農機メーカー、ITベンダー向けのチラシを配布するとともに、農林水産事業者が相談できる環境を整備するため、関係者向けの研修等を実施する。併せて、データを知的財産として活用できる可能性があることに鑑み、農林水産事業者の知的財産に関する意識醸成とともに、農業データの利活用とノウハウの保護に関する考え方について普及・啓発を推進する。」との提言に賛同する。</p> <p>スマート農林水産業を推し進めるべく、農業データを知的財産として活用することが益々重要となってくる。そのような状況下において、農林水産事業者に対し上記契約ガイドラインによる契約実務を普及することとともに、関係者向けの研修等の実施等を通じて、農林水産事業者の知的財産に関する意識醸成を行うことは妥当であると考え。</p> <p>なお、第1次産業における篤農家の暗黙知化された「匠の技」について、「AIやデータ等を活用して形式知化すること」で特許権の取得が可能となる。したがって、農業データに基づいて特許権を取得可能であることの普及についての議論をより一層深めていただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。御意見を参考とさせていただき、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の現場への普及等を通じ、農林水産事業者の知的財産に関する意識醸成に取り組んでまいります。</p>

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
36	II 2 (2)	<p>データの利活用の促進に向けた環境整備に関し、「熟練農業者のノウハウ（匠の技）等をICTにより集積化、解析することにより、新規就農者等へのノウハウ等の円滑な継承のための新たなサービスの展開を推進する。」との提言に賛同する。</p> <p>なお、データの利活用が進むことで、例えば化学肥料を使用しない農業が進むことも予想される。そのような場合には、土壌微生物または培養液体に関するデータの重要性が高くなるものと思われる。これらのデータを蓄積し管理するシステムの整備が、新たに必要になってくると考えられるため、農業分野における土壌微生物等管理システム構築についての議論を開始していただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>農業分野における土壌微生物等管理システム構築については、農業生態系において、多様な物質の存在量をもとに作物-微生物-土壌の複雑な関係性を評価する研究を行いました。また、植物と微生物の相互関係を解析し、有用微生物の取得やそれらのデータベース、土壌の生物的・化学的・物理的因子の網羅的情報を収集、記録する予定です。今後も、土壌微生物等管理システムの構築に向け、データベース化した微生物叢を多様な土壌で作成する等、研究を推進してまいります。</p>
37	II 2 (2)	<p>高齢化対策としてのデータの利活用に向けた環境整備のため、生産者側のスキル確保、意識向上も必要である。そのため、生産者の現場に近い農業指導員などを活用しての研修実施が有効かと考える。弁護士知財ネットとしては、農林水産研修所つくば館での知的財産研修の一部を担当させていただいているが、今後も講師派遣に積極的に協力したいと考える</p> <p>また、農林水産省のウェブサイトにおいて「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン? 農業分野のノウハウの保護とデータ利活用促進のために?」の資料とともにモデル契約書案が公開されているが (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)、モデル契約書案から適切な規定の選択、アレンジにハードルを感じる箇所もある。そのため、同モデル案を活かして、現場の方々が使いやすいよう簡便な契約書ひな形の作成に尽力したいと考える。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。</p>
38	II 3 (1)	<p>農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境整備に関し、「スマート農業の推進のためには、ロボット・AI・IoTを活用した農業機械やデータを解析するシステムなどの革新的な技術開発やイノベーションの創出が求められている。このような技術は農業の競争力強化に不可欠であり、農業現場のニーズを踏まえながら、農研機構や公設試験研究機関、大学、民間企業が連携し、産学官と農業現場が一体となって研究開発を進める必要がある。」との提言に賛同する。</p> <p>スマート農業の推進に必要なロボット技術、AI・IoT技術などは、我が国の農業の国際競争力を強化する点で重要である。これらの技術について、産学官と農業現場とが一体になって研究開発を進めていくことは妥当であると考えます。</p> <p>なお、我が国のスマート農業の国際競争力の強化のために、これらの技術を国内外において適切に保護することが重要である。これらの技術の保護に必要な費用の支援や、知的財産の専門家である弁理士等の活用について、議論を深めていただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>農林水産省では、我が国農業の国際競争力の強化等に向けて、研究成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進するとともに、知財マネジメント強化支援事業により、知財の専門家による相談対応やセミナー、マニュアル整備などを行い、公的研究機関等の知財マネジメントの向上に取り組んでおります。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、今後も更なる農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて議論を深めてまいります。</p>
39	II 3 (2)	<p>公的試験研究機関における知的財産マネジメントに関し、「研究成果を誰にどのような条件で活用してもらうのが適当か、権利化・秘匿化・公知化等、どのような手法で研究成果を保護・活用することが適当かなど、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究成果の社会実装を効果的・効率的に推進する。」との提言に賛同する。</p> <p>研究成果に係る知的財産の権利化、秘匿化、公知化等を含む知的財産戦略を立案するためには、高度な専門的知見を必要とするところであり、知的財産に関する専門家である弁理士等の活用について議論を深めていただきたい。</p> <p>公的試験研究機関における知的財産マネジメントに関し、「都道府県の公設試験研究機関を含む各研究機関における知的財産マネジメントの強化に向けた助言・指導を実施し、輸出促進を見据えて、国内だけでなく海外への戦略的な権利許諾を推進するとともに、適切な知的財産マネジメントのためのマニュアル等の充実を図る。」との提言に賛同する。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>農林水産省では、我が国農業の国際競争力の強化等に向けて、研究成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進するとともに、知財マネジメント強化支援事業により、知財の専門家による相談対応やセミナー、マニュアル整備などを行い、公的研究機関等の知財マネジメントの向上に取り組んでおります。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、今後も更なる農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて議論を深めてまいります。</p>

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
40	II 3 (2)	<p>令和2年度農林水産研究推進事業委託事業「知財マネジメント強化支援」において、公的試験研究機関の知的財産権の出願等の権利化の方針は、同機関だけで決定できるものではなく、多くの場合都道府県の審査機関が権利化の可否を決定し、予算措置している場合が見られた。そのため、研究員や知財担当の方々が知財マネジメントの重要性を認識されるだけでは不十分であり、都道府県レベルでの知財マネジメントが重要であると考えている。</p> <p>公的研究機関と都道府県が連携したことで成功した一事例として、静岡県と静岡県技術研究所の事例が挙げられる。すなわち、イチゴの「きらび香」は、育種だけでなく、「静岡県いちご戦略協議会」を中心としたブランド戦略を踏まえ、「栽培許諾申請」制度などを展開して具体的な知財戦略が実施されている。ここでは、公設試と県の連携がうまく図れたとのことであった。このように、都道府県と公設試との連携がうまくいくと、知財戦略が一層展開できると考えられる。</p>	<p>本戦略案に御意見いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、今後も更なる知財マネジメントの普及・啓発について取り組んでいくとともに、連携体制についても議論を深めてまいります。</p>
41	II 4	<p>地域固有の農林水産物に関し、「農林水産物・食品等のGI制度の活用促進のため、引き続きGI制度の登録申請に係る相談窓口を整備するとともに、GI制度の普及啓発・認知度向上に取り組む。また、我が国の強みである優れた品種、高度な生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズをとらえた優れた品種育成・普及、高度な生産技術の開発・普及を推進する。併せて、公的試験研究機関が管理する国内の在来品種のデータベースの整備等を実施し、我が国のジーンバンクにおける有用な遺伝資源の収集、保存、提供を推進する。」との提言に賛同する。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>農林水産・食品分野の研究開発等の推進や知的財産の創出・保護・活用に向けて引き続き取り組んでまいります。</p>
42	II 4	<p>農山漁村が持つ景観、文化等の地域知財に関し、「景観や伝統文化等の地域資源を保護・継承する観点から、豊かな自然や棚田等の景観、伝統文化、郷土食等の地域知財を活用した地域の取組やそのブランド化を支援することにより、地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る。」との提言に賛同する。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p>
43	II 4	<p>食遺産などの認定により各地の食文化を保護するにあたっては、知的財産としての保護と連動させて保護する対応を、弁護士知財ネットとして提案したい。たとえば、知財法律相談の展開が考えられる。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
44	III (1)	<p>オープン・クローズ政策の必要性に関し、「民間企業において、このオープン・クローズ戦略を指揮する部署の設置（例として、経産省で進めている企業の中で標準化を指揮する役員CSOの設置）を、農林水産分野においても検討していく必要がある。」との提言に賛同する。</p> <p>我が国の知的財産戦略は、オープン・クローズ戦略を軸として多様な手法を駆使した知財マネジメントを実践していくことが重要である。このことは、農林水産分野においても同様に、オープン・クローズ戦略を活用することで、利益を最大化するビジネスモデルの確立が可能であると考え。したがって、オープン・クローズ戦略を農林水産分野で普及させ、戦略的活用を推進していくことは妥当であると考え。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。</p>
45	III (4)	<p>輸出のための国内における標準化の推進に関し、「JAS制度やJIS制度を活用し、輸出に向けた生産・流通・販売の合理化に資する規格を標準化することで、輸出先国の求める品質の製品を大口で販売するというマーケットインの輸出につなげることができる。」との提言に賛同する。</p> <p>海外展開に先立ち、農林水産物の流通等を支える技術にも着目し、JAS制度のみならずJIS制度も活用し、国内制度の活用により海外展開の土台を固め、国内における生産・流通・販売における合理化を図ることは妥当であると考え。</p> <p>この点において、JIS制度の活用にあたっては、JAS制度とは異なった知識が求められることから、両制度に精通した知的財産に関する専門家である弁理士等の活用について議論を深めていただきたい。</p> <p>なお、マーケットインの輸出につなげるという観点から、生産・流通・販売における標準の合理化に資する規格を標準化するのみでなく、例えばノングルテン米粉のように付加価値の向上に資する規格を標準化することについても、議論をより一層深めていただきたい。</p>	<p>本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>御意見を参考とさせていただき、専門家等の活用や、付加価値の向上に資する多様なJASの制定等に向けた取組を進めてまいります。</p>

整理番号	該当箇所	御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
46	III (6)	ゲノム編集食品について、 ①流通させる際には、国民が選べるよう必ず表示義務をお願いしたい、 ②安全性も証明されておらず、遺伝子を人工的に操作した食物は口にしたくないので、国民の知らないうちに流通させないでいただきたい。 など（同旨7件）	①ゲノム編集技術応用食品の表示に関しては、食品表示法に基づく食品表示基準を所管している消費者庁においてその方針が公表されており、ゲノム編集技術応用食品である旨の表示は義務ではないものの、消費者の自主的な選択の観点から、積極的に情報提供するよう努めるべきとされているところです。 ②下線部についてゲノム編集技術応用食品については、その利用に先立ち、生物多様性への影響、食品安全、飼料安全の観点から開発者や輸入者にそれぞれ届出等を求め、環境省、厚生労働省、農林水産省の関係省庁において、生物多様性への影響や安全性について問題がないことなどを確認し、各省のホームページに情報を公開することとしています。 いただいた御意見については、環境省及び厚生労働省に情報提供いたします。
47	III (7)	SDGsなど地球的課題に対応した知的財産の創出・標準化に関し、「我が国の農林水産業の競争力の強化のためにも、環境等に配慮した持続可能な事業活動を可能とする技術の開発は有用であり、革新的な技術・生産体系の開発、その後の社会実装により実現を目指すため、このような技術を有するベンチャー企業などへの支援を進めるべきである。」との提言に賛同する。 我が国の農林水産業の競争力の強化のために、環境等に配慮した持続可能な事業活動を可能とする革新的な技術を有するベンチャー企業などへの支援を進めることは妥当であると考えます。 なお、ベンチャー企業などへの支援方法は、国が補助金などによりベンチャー企業を直接支援する方法が考えられるが、それに加えて、新型コロナウイルスに対するワクチン開発などのように、ベンチャー企業、大学、大企業との共同企業体に対して支援することについても議論を深めていただきたい。	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。 御意見を参考とさせていただき、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。
48	IV	人材の育成に関し、「農林水産分野の知的財産の支援体制の強化を図るため、各種セミナーの共同開催等の取組を拡げるところから着手するなどして、弁護士や弁理士、行政書士等の関連士業との連携を深化させる。これらの取組とともに、農林水産分野の知的財産に明るい次世代人材を育てるため、農林水産高校や大学生等への知的財産教育を充実させる。」との提言に賛同する。 我が国の農林水産業の競争力を強化するために、将来的に農林水産業に携わる農林水産高校の学生や大学生等への知的財産教育を充実させ、農林水産分野の知的財産に関し高い関心を有する次世代人材を育てることが重要である。この点、小学校、中学校、高等学校などの教育機関に対する知的財産教育の経験を豊富に有する弁理士等との連携を深化させることは妥当であると考えます。	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。御意見を参考とさせていただき、弁護士や弁理士、行政書士等の関連士業の皆様との連携を深化させながら、農林水産分野の知的財産の支援体制の強化や農林水産分野の知的財産に明るい次世代人材の育成に向けて取り組んでまいります。
49	IV	公的研究機関や都道府県の知財担当者の方が（通常業務がご多忙と史料するため、短期間でも）知的財産権を扱う法律事務所等で研修等として、実務を見て頂く機会を設けることで人材育成、人事交流が図れば有益だと考える。	御意見を参考とさせていただき、弁護士や弁理士、行政書士等の関連士業の皆様との連携を深化させながら、農林水産分野の知的財産の支援体制の強化や農林水産分野の知的財産に明るい次世代人材の育成に向けて取り組んでまいります。
50	IV	25ページの1行目「国研」は「国立研究開発法人」のほうがよいと思います。同5行目の「独立行政法人」と同様に。	御意見を踏まえ、「（国研）」を「国立研究開発法人」に修正しました。
51	IV	25ページの5行目「（FAMIC）」は前段13ページの17行目の記載と重複しています。	御意見を踏まえ、25ページの「独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）」を「FAMIC」に修正しました。
52	V	消費者の理解の促進に関し、「農林水産事業者や食品等事業者のみならず、消費者に対しても知的財産権の保護の重要性をしっかりと理解していただけるよう啓発を行う。」との提言に賛同する。 日本の農林水産業の継続的な発展に寄与するためには、消費者の理解の促進は不可欠である。特に地理的表示（GI）保護制度において、GIが生産者の真の利益に結び付くためには、消費者の理解の促進は必須であるということが出来る。そのため、消費者に対する啓発活動を進めることは妥当であると考えます。	本戦略案に御賛同いただきありがとうございます。 御意見を参考とさせていただき、農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて取り組んでまいります。
53	V	幼少期からの食育を通じ理解ある消費者育成が可能かと考える。学校の教科書又は副読本で食育とともに、安全な食品・優良な食品であることを担保する制度（JAS・GI等）の紹介を検討できればと考える。	第4次食育推進基本計画において、JAS制度については特段の記述はございませんが、GI保護制度については「登録推進や認知度向上を図る取り組み等、地産地消の推進にもつなげる取り組みを実施する。」としており、食育の一環として進めて参りたいと考えております。
54	関連情報	28ページの加々美氏の肩書の職名の記載が漏れています。	御意見を踏まえ、委員名簿を修正しました。